3 特別会計（８つの会計）

すべての会計で黒字決算

特別会計は特定の事業を行うための会計で、基本的な行政サービスを行う一般会計から切り離して収支を経理しています。公営企業会計は民間企業と同じように事業収益によって運営をしており、こちらも一般会計から切り離して収支を経理しています。８つある特別会計はいずれも黒字決算となりました。また、**公営企業会計**においては、資本的収支に不足額が生じていますが、過年度分損益勘定留保資金および消費税資本的収支調整額で補てんしています。

▶特別会計

会計		歳入	歳出
宅地造成事業会計		0万円	0万円
下水道会計		16億5,379万円	16億5,281万円
農業集落排水会計		3,244万円	3,244万円
介護保険会計	(事業勘定)	29億817万円	28億9,918万円
	(サービス勘定)	1,106万円	1,000万円
土地取得会計		187万円	153万円
国民健康保険会計	(事業勘定)	23億3,024万円	22億9,710万円
	(直診勘定)	8,033万円	8,033万円
後期高齢者医療会計		3億3,974万円	3億3,630万円
財産区会計		2億1,895万円	7,992万円

▶公営企業会計（水道事業会計）

項目	収入	支出
収益的収支	8億2,355万円	7億6,000万円
資本的収支	1億9,078万円	4億9,894万円

4 基金（まちの貯金）

1億4,353万円を積み立て

基金は条例に基づいて設置し、将来負担に備えて積み立てています。臨時の出費や財源不足が見込まれる場合に取り崩して事業費に充てます。令和３年度は、特定目的基金の繰入を最小限に抑え、財政調整基金・減債基金・特定目的基金・特別会計基金に総額１億4,353万円を積み立てました。

▶基金残高の推移
（財政調整基金、減債基金、特定目的基金、特別会計基金）

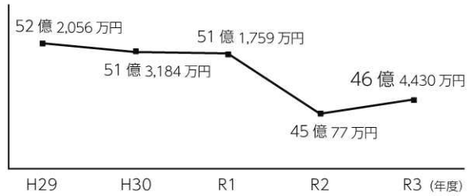

5 町債（まちの借金）

前年度から約12億円の減少

町債（地方債）は大きな事業をするために借り入れるお金のことで、整備した道路や施設などの社会資本を今後利用する人たちにも公平に負担してもらうための役割も担っています。令和３年度は、こども園施設整備事業債の増加、過疎地域持続的発展特別事業債が皆増となりましたが、年度末の残高は前年度から12億3,403万円減少しました。

▶町債残高の推移
（一般会計、特別会計、公営企業会計の総額）

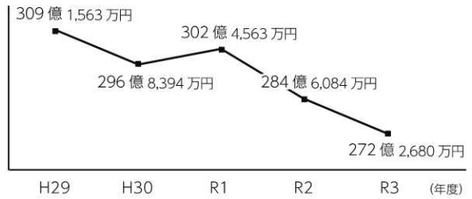

決算審査意見書（抜粋）

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の終息を未だ見通すことのできない状況の下、社会経済活動の回復と新たな生活様式を見据えたまちづくりに取り組むという課題を解決すべくスタート。そのような中、加悦地域の認定こども園「つばきこども園」の開設、小規模保育事業の新設、ファミリーサポートセンター事業の創設など、ハード・ソフト面において着実に事業執行を行っており、大きな指摘事項もなく評価できるものである。

財政状況は依然として厳しい状況にあり、「与謝野町財政計画」の方針を遵守し着実にスピード感をもって実施することが必要である。特に予算編成方針において、枠配分予算と総合計画を重視しながら限られた行政資源を選択・集中するよう予算に反映することとしているが、そのためには、事務事業評価のあり方や経常的経費の実態など、過去の決算分析を通じた検証を行う必要がある。また、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を通常の事務事業を遂行しつつ、コロナワクチン接種事業など全職員が一丸となって取り組んでおり高く評価する。一方で、依然として事務事故が発生しており内部統制の充実を引き続き求める。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ少子高齢化の進行など、社会経済情勢は急激に変化している。本町においても課題解決に向け町民を主人公として、新たな時代を進化と挑戦によって切り拓くことにより、地方自治法が定める「住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的総合的に実施する役割」の遂行に向かって、さらに前進されることを期待する。

与謝野町監査委員
田中（たなか）　眞一（しんいち）
家城（いえき）　功（いさお）

6 経常収支比率・財政力指数

町税などの自主財源の確保が課題

経常収支比率とは、財政構造上の弾力性を判断する指標です。町税・交付税のように使途が特定されず毎年度経常的に収入する財源のうち、人件費・扶助費・公債費のように経常的に支出する経費に充当されたものの占める割合です。80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられており、与謝野町はその状態にあります。**財政力指数**は、地方公共団体の財政力を示す指数です。財政力指数が高いほど自主財源の割り合いが高いことを示し、財源に余裕があることになります。単年度で１を超える場合には、自立して財政運営できることを示し、普通交付税の不交付団体となります。

▶経常収支比率の推移

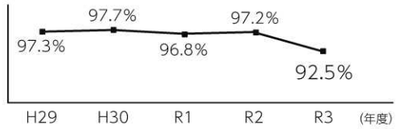

▶財政力指数の推移

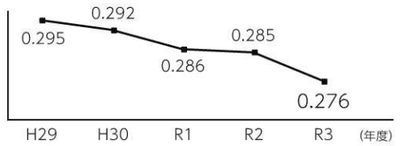

7 財政健全化判断比率・資金不足比率

国の基準を下回るも今後も注意が必要

財政が健全であるかは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた指標により判断しています。決算額から算定したいずれかの指標が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、また、財政再生基準を超えると財政再建団体となり、国の管理により財政再生に向けて取り組むことになります。令和３年度の財政健全化判断比率と資金不足比率は早期健全化基準内となりましたが、実質公債費比率は昨年度よりも0.2ポイント増加しました。令和元年度に借り入れた新ごみ処理施設建設に係る元金償還が始まっており、数値の改善は起債発行額を償還元金内とすることが原則であることから、令和２年度には臨時財政対策債の繰上償還を実施したほか、与謝野町財政計画では令和４年度以降の地方債発行を10億円規模に抑制する方針を明示し、公債費抑制の取り組みを実行しています。

▶財政健全化比率

項　目	令和３年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	ー（赤字でない限り比率がないものとされます）	13.74%	20.0%
連結実質赤字比率		18.74%	30.0%
実質公債費比率	17.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	101.5%	350.0%	ー

▶資金不足比率

項　目	令和３年度	経営健全化基準
水道事業会計	ー（資金不足額が発生しない限り比率がないものとされます）	20.0%
下水道特別会計		
農業集落排水特別会計		

用語解説

▶**実質赤字比率**
一般会計などの標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割り合い。

▶**連結実質赤字比率**
全会計の赤字額から黒字額を引いた額を、標準財政規模で割った割り合い。

▶**実質公債費比率**
全会計とまちが加入する他団体の会計で、標準的に収入しうる税金や地方交付税などのうち、借金の返済に使われている割り合い。（３ヵ年平均で表す）

▶**将来負担比率**
まちが背負っているすべての借金の大きさを示す割り合い。